

## 資料編

1	土地利用の状況	48
	(1) 人口・事業場等の現状	48
	(2) 農業の現状	49
	(3) 畜産施設の分布、家畜排せつ物処理の現状	53
2	地下水の現状	56
	(1) 地下水調査結果	56
3	水道水源、飲用井戸の現状	60
	(1) 水道水源の現状	60
	(2) 飲用井戸の現状	61
4	窒素施用量の算定方法	62
	(1) 肥料および堆肥による窒素施用量の推定	62
	(2) 家畜排せつ物による窒素供給量の推定	63
	(3) 生活排水等による窒素供給量の推定	65
5	関係法令等の概要	70
	(1) 環境関係	70
	(2) 農畜産業関係	71
	(3) バイオマス関係	72
6	用語集	74
7	実施目標・達成目標一覧	79
8	島原半島窒素負荷低減対策会議設置要綱	81
9	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版）策定の経過	85

## 1 土地利用の状況

島原半島中央部の雲仙岳を中心に山林が広がり、中腹から農地・集落が点在し始め、標高が下るに従い農地と集落が隙間無く連なってきます。旧町村の中心集落が海岸沿いに発達し、半島を一周する国道沿いとその周辺の市街地に商業施設や商店が張り付いています。

### (1) 人口・事業場等の現状

表1-1 島原半島内市別人口一覧

(人口：人、面積：km<sup>2</sup>)

市名	人口	市域面積	うち林野面積を 除く可住地面積	可住地内人口 密度(人/km <sup>2</sup> )
島原市	41,529	82.96	49.10	845.80
雲仙市	39,644	214.29	109.82	360.99
南島原市	39,543	170.15	109.63	360.70
半島計	120,716	467.40	268.55	449.51

出典：長崎県統計課ホームページ（【長崎100の指標】2024年改訂版）

表1-2 島原半島内工場・事業場数（市別事業場数）

	島原市	雲仙市	南島原市	半島計
事業場数	238	332	374	944

\*水質汚濁防止法届出事業場（下水道接続を含まない）（令和7年3月31日時点）

表1-3 島原半島内工場・事業場数（業種別事業場数）

畜産農業	246	めん類製造業	12
旅館業	229	下水道終末処理施設	6
自動式車両洗浄施設	63	共同調理場	6
水産食料品製造業	49	一般廃棄物処理施設	1
洗濯業	34	特定事業場からの排水の処理施設	5
し尿処理施設	28	セメント製品製造業	3
豆腐・煮豆製造業	20	自動車分解整備事業	2
野菜・果実保存食料品製造業	124	紡績・繊維製品製造加工業	4
畜産食料品製造業	18	動物系飼料・肥料製造業	1
みそ・醤油等製造業	15	動植物油脂製造業	3
生コンクリート製造業	19	酸・アルカリ表面処理施設	1
飲料製造業	12	弁当仕出屋・弁当製造業	1
写真現像業	11	と畜業・死亡獣畜取扱業	1
飲食店	10	砂糖製造業	1
冷凍調理食品製造業	8		
試験研究機関	11	計	944

\*水質汚濁防止法届出事業場（下水道接続を含まない）（令和7年3月31日時点）

## (2) 農業の現状

### ①概要

島原半島の農業は、恵まれた気候・土壌条件を生かした多様な産地が形成され、農産・園芸・畜産のバランスのとれた農業が展開されています。

島原半島における農業の総生産額(※)は、県全体の704.5億円に対して、326.2億円(島原市76.7億円、雲仙市134.0億円、南島原市115.6億円)と県全体の46%を占めています。

また、各市の総生産における農業の構成比は、島原市6%、雲仙市12%、南島原市12%と県全体の2%を大きく上回っており、農業が主要産業となっています。

(令和4年度長崎県の市町民経済計算)

※農業総生産額(=農業粗生産額×農業経営費/農業粗収益)

### ②農家数

島原半島の農家数は6,804戸(2020年農林業センサス)で、過去5年間で1,289戸減少しています。減少率は16%で、県全体の減少率16%と同程度となっています。自給的農家2,218戸となっております。

表1-4 農家戸数

(単位:戸、%)

区分	島原半島		長崎県		全国	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
総農家戸数	6,804 (24%)	100	28,282 (100%)	100	1,747,079	100
販売農家	4,586	67	17,329	61	1,027,892	59
自給的農家	2,218	33	10,953	39	719,187	41

2020年農林業センサス

表1-5 農業就業状態（家族経営）

（単位：人、％）

区 分	島原半島			長崎県			全国		
		農業従事者数 に対する割合			農業従事者数 に対する割合			農業従事者数 に対する割合	
農業従事者数	11,941	100		41,698	100		2,493,672	100	
基幹的農業 従事者	8,989	75		25,107	60		1,363,038	55	
年齢別 内訳 (基幹的 農業 従事者)	15～39	1,138	13	41	1,825	7	26	66,535	5
	40～49	908	10		1,722	7		80,933	6
	50～59	1,595	18	3,138	12	126,902	9		
	60～64	1,205	13	59	2,940	12	74	140,047	10
	65～	4,143	46		15,482	62		948,621	70

2020年農林業センサス

## ③農用地及び作付け状況

島原半島の総土地面積は46,735ha、そのうち耕地面積は11,410haで、耕地率24.4%となっており、県全体の11.6%に比べて2倍も以上も高くなっています。

耕地面積のうち、畑地の割合が63.7%で、県全体の54.2%に比べて高く、畑地を利用した農業が多いことが特徴となっています。

農用地で栽培されている主要な作物は、ばれいしょ1,368ha（県内全体の74%）、水稻1,460ha（同19%）、レタス853ha（同94%）、にんじん529ha（同67%）、たまねぎ252ha（同63%）、葉たばこ239ha（同62%）等です。また、家畜頭数も多いことから、飼料作物は2,002ha（同27%）の栽培面積があります。

表1-6 農用地の状況

（単位：ha）

	耕地面積	うち		経営耕地面積
		水田	畑地	
県全体	46,100	21,100	25,000	27,146
島原半島合計	11,410	4,135	7,270	7,459
島原市	1,830	375	1,450	1,318
雲仙市	4,840	2,100	2,730	3,647
南島原市	4,740	1,660	3,090	2,494

※1) 2020年作物統計調査：耕地面積

※2) 2020年農林業センサス：経営耕地面積

表1-7 主要農作物作付面積

(単位：ha)

区 分	島原半島 (A)	島原市	雲仙市	南島原市	長崎県 (B)	県内シェア (A/B)
水稲	1,460	96	1,019	345	7,635	19%
ばれいしょ	1,368	22	810	536	1,855	74%
レタス	853	168	589	96	906	94%
にんじん	529	483	40	6	787	67%
だいこん	404	329	67	8	525	77%
ブロッコリー	644	57	472	115	852	76%
たまねぎ	252	7	109	136	537	47%
はくさい	211	169	20	22	253	83%
葉たばこ	239	16	-	223	383	62%
飼料作物	2,002	252	1,208	542	7,419	27%

※1)水稲、ばれいしょ、レタス、にんじん、だいこん、ブロッコリー、たまねぎ、はくさい  
：2020年農業センサス

※2)葉たばこ：令和5年度葉たばこ販売実績

※3)飼料作物：令和5年度長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ(R6.4 県畜産課)

#### ④環境保全型農業の進展

島原半島における環境保全型農業は、家畜ふん等を有効利用した堆肥による土づくり、土壌分析による施肥改善、化学肥料・化学農薬低減技術の現地実証、大雨による土壌流亡を防ぐカバークロープ（緑肥）の導入推進、特別栽培や有機農業への支援等により普及拡大が進んでいます。

環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援する制度として、環境保全型農業直接支払交付金制度があり、化学肥料・化学合成農薬を慣行栽培の5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援の対象としています。県内では、令和6年度に1,594haで取り組まれ、島原半島においては400ha（県内の25%）と5年前に比べ約24ha拡大しています。

化学肥料と化学合成農薬を使用しない有機農業について、島原半島内では、県、市、JA等が参画する南島原オーガニック協議会や雲仙市有機農業推進協議会のような有機農業推進団体が組織され、県内の38%を占める89haで取り組まれています。

梅雨期等の大雨時にカバークロープ（緑肥）が植栽している場合、裸地状態と比べ、貴重な表土の流亡や圃場内での雨水の地下浸透による地下水の窒素負荷を軽減する効果が明らかにされており、島原半島では諫早湾調整池周辺地域を中心に308haが植栽されています。

また、環境にやさしい農業を実践する農業者等を認定するながさきグリーンファーマー認定制度を令和5年度に創設し、国や県の補助事業の採択において優遇するなどによって、認定推進を図っています。県内の45%を占める、123経営体が認定されています。

表1-8 環境保全型農業の進展状況

項目	県全体	島原半島	島原半島が占める割合	備考
有機・特別栽培（面積：ha）	1,945	652	34%	R6実績、県調べ
うち有機農業（面積：ha）	233	89	38%	R6実績、県調べ
うち特別栽培（面積：ha）	1,712	563	33%	R6実績、県調べ
うち環境保全型農業直接支払交付金（面積：ha）	1,594	400	25%	R6実績
ながさきグリーンファーマー認定数	274	123	45%	R6実績

### (3) 畜産施設の分布、家畜排せつ物処理の現状

#### ①畜産施設の分布

令和6年4月1日現在の長崎県の家畜飼養戸数は2,233戸であり、そのうち約2割の491戸が島原半島に分布しています。特に乳用牛については、県全体の7割以上が島原半島で飼養されています。

なお、飼養戸数は令和元年度と比較し、すべての畜種において減少、飼養頭羽数については肉用牛、豚、肉用鶏が増加傾向、その他の畜種は減少しています。

表1-9 島原半島の畜種別飼養戸数 (単位：戸)

区分 市名	乳用牛	肉用牛	豚	鶏		計
				採卵鶏	肉用鶏	
島原市	15	51	9	18	3	96
雲仙市	27	168	16	4	6	221
南島原市	33	113	8	4	16	174
計	75	332	33	26	25	491
対県比(%)	(71)	(17)	(46)	(58)	(49)	(22)
県計	105	1,960	72	45	51	2,233

令和6年4月1日 県畜産課調べ

表1-10 島原半島の家畜飼養戸数の推移 (単位：戸)

区分 年度	乳用牛	肉用牛	豚	鶏		計
				採卵鶏	肉用鶏	
平成元	484	1,629	417	105	47	2,729
5	324	1,419	195	81	43	2,098
10	235	1,022	111	65	31	1,498
15	201	706	78	56	34	1,097
20	171	640	69	48	28	956
25	127	505	53	41	26	752
30	116	437	41	38	28	660
令和元	112	417	41	37	26	633
2	108	395	40	31	25	599
3	100	383	39	27	26	575
4	94	357	41	27	25	544
5	78	356	36	26	25	521
6	75	332	33	26	25	491

令和6年4月1日 県畜産課調べ

表1-11 島原半島の畜種別飼養頭羽数 (単位：頭、千羽)

市名	区分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
					採卵鶏	肉用鶏
島原市		831	4,306	36,001	1,164	113
雲仙市		1,214	16,750	35,221	72	232
南島原市		2,052	14,168	13,751	38	1,362
計		4,097	35,224	84,973	1,274	1,706
対県比 (%)		(72)	(38)	(44)	(79)	(51)
県計		5,667	92,030	192,677	1,618	3,377

令和6年4月1日 県畜産課調べ

表1-12 島原半島の家畜飼養頭羽数の推移 (単位：頭、千羽)

年度	区分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
					採卵鶏	肉用鶏
平成 元		10,642	18,365	107,248	1,260	1,610
5		11,227	22,196	101,797	1,985	838
10		9,610	25,490	92,692	1,867	901
15		9,335	29,970	82,307	1,620	1,162
20		8,210	30,063	110,495	1,575	1,282
25		7,118	29,901	97,740	1,382	1,253
30		5,726	30,176	88,437	1,314	1,600
令和 元		5,552	30,418	78,991	1,319	1,583
2		5,298	31,013	86,782	1,340	1,587
3		5,094	33,019	85,163	1,270	1,611
4		4,789	33,896	92,946	1,489	1,547
5		4,321	35,605	90,739	1,398	1,580
6		4,097	35,224	84,973	1,274	1,706

令和6年4月1日 県畜産課調べ

## ②家畜排せつ物処理の現状

県は令和2年度～令和6年度に、島原半島内の家畜排せつ物法の法対象農家のべ506戸について、市、畜産事業団体と連携しながら、家畜排せつ物の発生量や処理状況等の現地調査を実施しました。その結果、不適切な管理は確認されませんでした。

表1-13 現地調査の戸数

(単位：戸)

年度・畜種		市名			
		島原市	雲仙市	南島原市	計
令和2年度	乳用牛	8	9	25	42
	肉用牛	8	30	8	46
	豚	11	3	5	19
	鶏	4	3	3	10
	計	31	45	41	117
令和3年度	乳用牛	12	11	16	39
	肉用牛	6	24	20	50
	豚	3	3	2	8
	鶏	2	1	9	12
	計	23	39	47	109
令和4年度	乳用牛	0	13	14	27
	肉用牛	11	43	14	68
	豚	0	0	3	3
	鶏	7	0	7	14
	計	18	56	38	112
令和5年度	乳用牛	1	8	9	18
	肉用牛	10	21	13	44
	豚	3	4	2	9
	鶏	9	3	1	13
	計	23	36	25	84
令和6年度	乳用牛	4	9	6	19
	肉用牛	8	23	13	44
	豚	4	5	2	11
	鶏	3	2	5	10
	計	19	39	26	84
合計	乳用牛	25	50	70	145
	肉用牛	43	141	68	252
	豚	21	15	14	50
	鶏	25	9	25	59
	計	114	215	177	506

## 2 地下水の現状

### (1) 地下水調査結果

平成11年、環境基本法に基づく地下水環境基準項目に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が追加され、その基準値が10mg/L以下とされました。島原半島窒素負荷低減計画においてこれまで、定期モニタリング調査（17地点）に加えて、地下水追跡調査（72地点※令和3年度からは63地点）を実施しました。その調査結果は次の表のとおりです。

表2-1 定期モニタリング調査（17地点）結果一覧

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg/L）

番号	自治体名	地区	井戸区分・深度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
			浅	深																									
定南1	島原市	寺町1	○		13	12	10	12	7.5	9.3	7.3	4.7	5.6	5.8	5.4	5.8	7.0	6.0	5.7	7.9	6.3	8.3	5.9	8.7	6.4	5.8	7.8	8.5	
定南2	島原市	寺町2		○	2.7	4.4	5.2	1.9	3.1	4.9	5.0	4.8	2.8	3.2	2.7	4.2	4.8	3.6	2.8	3.7	2.7	3.6	1.7	1.3	3.5	4.0	3.5	3.9	
定南3	島原市	寺町3	○		2.6	3.6	0.3	4.4	2.8	3.9	5.0	4.4	3.5	2.4	2.8	2.0	0.72	0.75	4.9	2.5	2.5	1.2	2.0	2.0	1.6	2.3	2.2	2.1	
定南4	島原市	寺町4		○	0.70	0.60	0.80	0.63	0.74	0.76	0.96	0.71	0.80	0.71	0.93	0.78	0.77	0.95	0.75	0.74	0.50	0.99	0.79	0.67	0.44	0.73	0.75	0.74	
定南7	島原市	津吹		○	23	24	25	24	20	23	24	22	23	23	22	31	23	23	22	22	21	16	21	20	15	17	18	15	
定南8	島原市	御手水	○		20	20	23	22	17	18	19	19	20	16	14	22	16	13	15	16	17	22	18	17	16	16	16	19	
定南9	島原市	稗田	○		16	15	15	14	19	15	16	14	17	14	14	21	15	14	15	14	14	12	16	16	17	16	15	14	
定南10	島原市	立野		○	32	36	27	31	26	26	24	22	20	18	14	22	16	14	15	9.6	16	7.4	16	14	17	15	17	13	
定南11	島原市（有明町）	山ノ内上1		○	17	17	19	19	17	22	22	22	25	24	24	31	28	27	27	29	29	27	30	28	28	31	31	29	
定南12	島原市（有明町）	山ノ内上2		○	17	19	22	20	18	22	22	22	27	22	26	31	27	27	26	28	29	27	29	28	26	30	28	26	
定南13	島原市（有明町）	山ノ内上3	○		28	30	21	21	18	27	30	21	23	19	23	23	14	11	10	8.9	10	11	10	7.2	7.0	6.9	7.5	3.5	
定南14-1	島原市（有明町）	小原上		○	16	15	16	12	23	9.7	11	11	9.9	8.8	10														
定南14-2	島原市（有明町）	小原上		○													16	15	16	16	17	18	15	15	13	15	15	14	
定南15-1	雲仙市（国見町）	轟木		○	11	17	20	21	11	14	14	14	14	9.3	10	10	11	9.7	9.2	9.3	9.7	8.2	6.7	7.5	7.4	8.2	8.2		
定南15-2	雲仙市（国見町）	船津中央																										6.3	
定南5	雲仙市（吾妻町）	平江1	○		7.4	7.1	9.9	7.1	7.2	7.1	10	9.4	9.5	7.5	7.6	12	6.0	5.0	5.0	5.4	6.1	5.5	7.8	5.3	8.4	4.9	4.8	4.7	
定南6-1	雲仙市（吾妻町）	平江2	○		7.9	9.1	8.6	8.4	6.7	8.4	10	9.3	10	8.8	5.7	6.2	11	5.7	5.2	6.3	4.3	3.3							
定南6-2	雲仙市（吾妻町）	平江2	○																				0.63	0.32	0.38	0.33	0.22	0.23	
定南16	雲仙市（愛野町）	野平	○		11	9.2	20	5.9	8.9	7.3	8.8	7.8	13	6.9	9.8	8.6	8.1	9.6	10	9.2	10	6.2	10	9.9	8.2	7.9	8.2	7.6	
定南17	南島原市（有家町）	蒲河浜	○		15	18	16	19	17	19	19	19	19	17	15	25	18	18	16	18	19	22	19	18	17	18	17	16	
<b>17地点・平均濃度</b>					14.1	15.1	15.2	14.3	13.1	14.0	14.6	13.4	14.3	12.1	12.2	16.0	13.1	12.0	12.1	12.1	12.6	11.7	12.3	11.7	11.3	11.7	11.8	10.8	
<b>基準超過地点数</b>					12	11	11	11	10	9	10	10	10	8	8	9	11	9	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※測定値の取り扱いについては有効数字2桁とし、3桁目以下は切捨てのため、10.9mg/Lまでは10mg/Lとなり基準超過ではない。

※「定南14」はH25年度、「定南15」はR7年度、「定南6」はR2年度に井戸が廃止されたため、それぞれ付近の井戸を代替井戸に設定している。



市名	番号	井戸形態		深さ(m) 底位～ 地表	井戸 所在地区	調査結果																	備考				
		浅井戸	深井戸			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																					
						H18年度	H19年度 (10月)	H20年度 (9月)	H21年度 (8月)	H22年度 (8月)	H23年度 (9月)	H24年度 (10月)	H25年度 (9～10月)	H26年度 (9月)	H27年度 (9月)	H28年度 (9～10月)	H29年度 (9月)	H30年度 (9～10月)	R1年度 (9月)	R2年度 (9月)	R3年度 (9月)	R4年度 (9月)		R5年度 (10・11月)	R6年度 (9・10月)	R7年度 (9月)	
雲 仙 市 (17)	国001	○		4.00	神代乙	9.77	7.39	13.75	11.77	7.88	10.15	5.79	9.28	11.04	9.52	6.31	7.46	5.89	5.27	5.84	7.03	5.22	3.31	5.16	4.38		
	国014	○			神代乙	8.03	5.10	4.79	4.27	4.75	4.69	6.78	7.15	6.32	6.51	2.85	5.37	2.19	4.47	3.86							※R3以降、調査地点から除外
	国028		○	50.00	神代庚	10.52	13.46	12.00	12.42	12.90	13.96	14.68	14.55	13.46	14.35	11.36	5.47	8.23	11.33	11.44	3.29	11.63	1.67	10.74	8.99		
	国035		○	50.00	神代庚	9.49	13.53	10.72	12.37	12.80	15.57	14.94	15.41	16.25	19.40	16.62	17.94	17.46	16.12	16.35	13.43	14.49	12.58	13.39	11.91		
	国029	○		4.60	神代己	12.82	16.96	10.15	8.12	7.19	9.86	9.27	6.61	6.14	5.77	7.62	7.35	5.10	6.36	5.78	7.59	6.67	6.05	4.99	4.71		
	国020		○	40.00	多比良甲	20.12	17.80	13.55	13.27	13.40	10.66	10.75	10.73	11.60	10.39	9.67	10.52	10.05	9.51	6.68	7.63	8.35	7.96	8.44		R7地点変更(国020⇒国005)	
	国005				不明	多比良乙																		6.30			
	国030		○	50.00	多比良甲	12.92	17.01	16.78	16.39	16.70	16.45	15.89	15.15	12.58	14.39	14.29	12.70	10.56	9.10	9.91	8.22	10.43	11.45	12.86	12.16		
	国024	○			多比良乙	7.89	8.05	8.40	7.33	8.34	7.91	8.13	8.48	8.42	8.59	8.39	9.01	8.57	8.15	8.16	8.01	7.96	7.14	7.76	7.12		
	国031		○	40.00	多比良丙	8.22	8.73	2.28	2.13	9.33	2.20	8.06	7.88	7.08	6.81	7.47	8.02	8.62	8.21	7.86	7.30	8.34	7.10	6.83	6.77		
	国032	○					11.22	11.49																		H20地点変更(国032⇒国026)	
	国026		○	50.00	土黒丁			7.05	6.21	6.77	5.80	6.98	6.81	6.62	6.60	6.65	7.13	6.64	6.37	6.54	6.55	6.70	6.16	6.94	6.56		
	瑞006	○		6.10	古部乙	9.35	8.72	7.52	6.24	6.60	6.04	7.24	6.09	4.06	5.05	4.78	5.19	5.27	4.69	4.62							※R3以降、調査地点から除外
	瑞011		○	100.00	伊福乙	9.39	9.62	11.37	9.43	9.49	9.40	14.26	11.11	10.45	12.27	10.55	8.72	8.72	8.52	12.01	8.67	7.97	10.30	9.37	8.03		
	瑞012		○	120.00	伊福乙	12.92	13.28	11.37	10.60	11.50	11.15	13.17	13.28	13.30	15.12	13.18	12.90	11.54	10.12	11.10	10.93	11.32	9.90	10.38	10.67		
	瑞604		○	45.00	西郷丁	8.33	7.95	8.06	6.96	7.40	6.80	7.55	7.34	6.98	6.59	6.60	6.93	6.65	6.17	6.25	6.11	6.12	5.65	6.10	5.56		
	瑞605		○	100.00	西郷丁	12.22	12.41	13.05	12.95	13.50	13.23	13.98	14.15	13.87	16.24	15.11	16.08	15.10	13.89	14.65	14.52	14.61	14.00	14.55	14.12		
吾659		○	50.00	布江名	7.99	9.25	9.24	9.88	7.02	7.34	7.55	15.00	17.64	19.25	19.06	20.82	12.68	16.37	16.96	21.14	17.12	9.83	13.49	14.51			
愛029		○	50.00	甲	10.62	14.57	16.45	14.76	15.80	14.52	14.98	15.93	14.43	12.71	12.36	11.14	10.47	9.83	9.94	9.68	9.65	9.63	9.56	8.98			
小008	○		5.30	飛子	8.11	6.27	9.38	1.79	9.33	8.27	1.76	9.94	9.61	10.49	10.64	11.33	10.44	9.37	10.05	9.90	10.10	9.32			R6地点変更(小008⇒小001)		
小001	○		60.00	南本町																			3.01	2.38			
南601	○					13.22	14.18	16.71																		H21地点変更(南601⇒南002)	
南002		○	80.00	丙				5.23	6.38	6.03	6.21	6.69	6.75	6.88	7.52	7.66	8.06	7.44	7.96	7.82	8.02	8.37	9.42	8.96			
				雲仙市	平均濃度	10.69	11.36	10.66	9.06	9.85	9.48	9.89	10.61	10.35	10.89	10.05	10.09	9.07	9.02	9.26	9.28	9.69	8.26	9.00	8.36		

市名	番号	井戸形態		深さ(m) 底位～ 地表	井戸 所在地区	調査結果																	備考				
		浅井戸	深井戸			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																					
						H18年度	H19年度 (10月)	H20年度 (9月)	H21年度 (8月)	H22年度 (8月)	H23年度 (9月)	H24年度 (10月)	H25年度 (9～10月)	H26年度 (9月)	H27年度 (9月)	H28年度 (9～10月)	H29年度 (9月)	H30年度 (9～10月)	R1年度 (9月)	R2年度 (9月)	R3年度 (9月)	R4年度 (9月)		R5年度 (10・11月)	R6年度 (9・10月)	R7年度 (9月)	
南島 原市 (12)	加001	○		6.00	甲	11.72	10.05	13.31	12.70	11.70	14.25	13.30	14.38	14.86	15.10	15.00	16.92	16.02	14.93	14.06	14.77	15.46	10.30	11.33	14.30	H20地点変更(加008⇒加009)	
	加008	○				15.02	13.41																				
	加009	○		4.40	乙			21.66	13.26	13.80	11.54	13.00	12.01	9.62	5.82	10.01	12.28	14.04	8.28	8.67	9.72	11.98	13.72	11.34	5.16		
	加015	○		4.60	丁	11.12	8.95	8.77	10.12	2.51	10.27	9.30	10.93	13.08	16.08	12.23	10.87	10.36	10.58	11.30	10.68	10.63	9.46	10.93	11.11		
	加012	○		5.60	己	11.72	17.25	11.35	4.13	16.60	12.07	7.29	5.35	6.32	3.81	4.02	4.90	9.68	12.29	12.02	6.13	7.83	9.31	7.56	4.47		
	馬622	○				11.02	11.33	10.09	10.70																		
	馬014	○		6.20	戊					5.21	4.58	4.04		4.19	3.94	3.37	3.41	3.09	4.52	3.18	3.26						
	北001	○				12.32	1.35	12.04	10.71	10.40																	
	北002	○		3.90	丙								0.57	0.53	0.46	0.75	0.72	0.91	0.86	0.90	0.69						
	家003	○	○	40.00	蒲河	17.82	15.67	17.70	18.37	18.80	18.57	19.03	19.76	18.16	20.75	17.66	19.71	19.20	18.05	19.57	18.82						
	家089	○		7.60	蒲河																		5.24				
	家093	○	○	105.00	蒲河																			8.09	8.26	11.15	
	家005	○	○	50.00	原尾	11.82	9.85	12.98	12.15	13.20	12.45	11.91	12.41	12.71	13.22	13.42	14.56	14.92	14.37	14.99	14.82	15.30	14.35	14.69	14.35		
	家756	○		12.70	原尾	8.73	4.37	8.13	6.42	8.67	10.52	7.69	12.92	11.72	13.25												
	家757	○	○	100.00	原尾																						
	家751	○				15.52	13.58	15.28																			
	家673	○	○	90.00	尾上				7.72	8.56	8.57	8.22	9.26	9.22	10.46	9.55	9.49	10.59	10.22	11.42	11.35	11.88	11.32	12.24	11.60		
	家671	○	○	80.00	尾上	11.42	16.19	9.78	9.36	12.80	9.53	11.10	10.96	10.74	13.61	12.01	11.29	11.52	10.67	12.06	12.21	12.29	9.88	10.73	10.05		
	布010	○	○	50.00	甲	9.76	8.05	8.83	7.64	9.23	8.67	8.75	10.14	9.56	11.03	9.45	11.11	8.73	8.61	9.87	9.42	10.52	9.05	9.92	9.76		
	深008	○		5.00	乙	9.69	8.56	8.16	6.53	8.98	9.36	7.53	6.42	6.84	6.88	5.45	3.90	3.71	4.72	5.77							
	深605	○		4.00	丙	6.95	6.79	6.59	4.61	5.69	5.16	5.42	6.00	5.16	5.53	6.41	6.07	6.29	4.21	5.40	6.78	6.49	5.18	5.48	4.83		
深604	○				10.12	11.82																					
深601	○		4.00	丁			8.83	6.16	8.51	10.10	8.64	8.71	7.20	8.65	8.20	7.27	6.19	6.10	8.45	8.83	8.67	4.88	5.88	7.03			
南島原市 平均濃度						11.65	10.48	11.57	9.37	10.31	10.40	9.05	9.60	9.31	9.89	9.39	9.72	10.10	9.43	10.16	11.51	10.96	9.99	10.26	9.83		
全地点平均濃度						13.62	13.00	13.51	11.82	12.71	12.68	12.27	12.96	12.52	12.63	12.08	12.38	12.21	11.54	11.97	12.97	13.21	11.94	12.66	12.01		
平均濃度(浅井戸)						13.90	12.58	13.75	11.54	12.03	12.39	11.31	11.58	11.35	10.72	9.87	10.13	10.12	9.61	10.33	12.76	12.67	11.00	12.05	11.68		
平均濃度(深井戸)						13.37	13.39	13.31	12.04	13.25	12.90	13.03	14.00	13.41	14.07	13.66	14.00	13.70	12.91	13.13	13.08	13.53	12.45	12.97	12.32		
調査地点数		21	41			72	72	72	72	72	71	72	72	72	72	72	72	72	72	63	63	63	63	63	63		
超過地点数						44	40	41	33	36	35	37	39	37	38	37	41	33	36	38	34	38	30	33	34		

※青字の地点は平成19年度に設定した72地点です。

※赤字の地点は地点変更により、途中で追加された地点です(その後、さらに地点変更された地点を含みます。)

### 3 水道水源、飲用井戸の現状

#### (1) 水道水源の現状

島原半島では、水道水のほか、農業用水や工場用水などほとんどの水利用を地下水に依存しています。

島原半島3市の水道水源の多くは深層地下水を取水しており、令和5年度の水道水の年間給水量は、約1,664万m<sup>3</sup>となっています。島原半島中央部は雲仙地溝帯(陥没地帯)となっており、その北限は千々石断層、南限は布津断層です。この地域は県下で最も地下水が豊富ですが、それ以外の島原半島地域では水資源に恵まれておらず、水源の確保に苦労している状況です。

表3-1 島原半島内水道水源(地下水)の状況

市名	水源数 (地下水)	10mg/L 超過地点数	硝酸性窒素濃度：mg/L (令和6年度の最高値)
島原市	33	9	三会第3水源(14) 久原第1水源(19)、久原第2水源(19) 舞人堂第1水源(14)、舞人堂第2水源(11) 出口第1水源(22)、出口第2水源(22) 松崎第1水源(26)、松崎第2水源(24)
雲仙市	58	4	原水系原第1水源(14) 鬼塚水系鬼塚水源(17) 植松水系植松第2水源(14) 小竹木水系小竹木水源(15)
南島原市	58	1	柳谷水源(16)
合計	149	14	

表3-2 島原半島内水道水源(地下水)の環境基準超過地点数の推移

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
超過地点数	0	3	9	7	9	11	10	13	13	15	13	15
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
超過地点数	14	14	14	16	16	12	11	11	12	8	10	9
年度	R3	R4	R5	R6								
超過地点数	9	13	14	14								

## (2) 飲用井戸の現状

島原半島内では、昭和50年代から、上水道・簡易水道の整備が進み、令和6年度の水道普及率は97.5%となっています。市ごとの井戸数と超過井戸の改善状況は表3-3、表3-4のとおりです。

硝酸性窒素の基準超過が確認された井戸については、井戸の所有者に対し水道を接続するよう指導を行っています。令和7年3月末までに基準超過が確認された240井戸のうち、99井戸については水道へ転換済です。

表3-3 飲用井戸数（水道を併設している井戸は含まない）

市名	井戸数	使用井戸数	未使用井戸数 (空き家他)
島原市	283 (0)	243 (0)	40
雲仙市	124 (0)	83 (0)	41
南島原市	239 (1)	238 (0)	1
計	646 (1)	564 (0)	82

※ ( ) 内は乳児 (1才未満) 世帯数

令和6年度末 (R7.3.31現在)

表3-4 超過飲用井戸の改善状況

市名	超過井戸数	水道転換済*1	使用継続中*2	使用継続中井戸の所在	
				給水区域内	給水区域外
島原市	109 (0)	15	94	94	0
雲仙市	69 (0)	58	11	9	2
南島原市	62 (0)	26	36	36	0
計	240 (0)	99	141	139	2

※ ( ) 内は乳児 (1才未満) 世帯数

令和6年度末 (R7.3.31現在)

\*1 水道転換済井戸は、水道への接続を行い、飲用井戸としての使用を廃止したもの。

\*2 使用継続中井戸は、水道と併用しているものも含む。使用継続中井戸に対しては、飲用に用いないことや浄水器の設置について指導している。

#### 4 窒素施用量の算定方法

##### (1) 肥料および堆肥による窒素施用量の推定

令和6年度に島原半島施肥改善推進協議会が島原半島内の農家を対象に実施した肥培管理実態調査をもとに施肥等における農耕地への窒素施用量を主要10作物（全作付け面積の70%）について推定しました。なお、肥料に含まれる窒素成分量は各肥料の保証成分含量、堆肥に含まれる窒素成分量は、平成20年度長崎県試験研究成果情報「長崎県で生産される家畜ふん堆肥の成分特性」報告により現物当り牛ふん堆肥1.03%、豚ふん堆肥2.13%、鶏ふん堆肥2.32%として算出しました。

表4-1 肥料および堆肥による窒素施用量

品目名	作付面積 <sup>1)</sup> (ha)	面積当たりの窒素施用量 (kg/10a)			品目における窒素施用量(t)		
		肥料	堆肥 <sup>2)</sup>	合計	肥料	堆肥	合計
水稻	1,460	4.7	0.6	5.3	68	9	77
ばれいしょ	1,368	21.0	14.2	35.2	287	195	481
レタス	853	18.7	10.7	29.4	160	91	251
たまねぎ	252	24.6	7.5	32.1	62	19	81
にんじん	529	9.7	6.8	16.5	51	36	87
だいこん	404	6.6	9.2	15.8	27	37	64
ブロッコリー	644	19.4	4.2	23.7	125	27	152
はくさい	211	15.9	11.7	27.6	34	25	58
葉たばこ	239	6.3	2.7	9.0	15	7	21
飼料作物	2,002	2.8	32.8	35.5	55	656	711
合計・平均	7,962	11.1	13.8	24.9	884	1,101	1,985
					2,421kg/日	3,017kg/日	5,438kg/日

1) 葉たばこ、飼料作物を除く各作物の作付面積は2020年農業センサスによる

葉たばこについては令和5年産葉たばこ販売実績にもとづく

飼料作物については令和5年度飼料作物作付け面積にもとづく

2) 2008年度長崎県試験研究成果情報、長崎県で生産される家畜ふん堆肥の成分特性報告より

各堆肥に含まれる窒素成分は、現物当たり牛ふん堆肥1.03%、豚ふん堆肥2.13%、鶏ふん堆肥2.32%として算出

## (2) 家畜排せつ物による窒素供給量の推定

畜種別に設定した原単位を表4-2に示します。

この値により算定した家畜排せつ物からの窒素発生量について、島原半島全体を表4-3、法対象農家を表4-4に示します。

また、畜種別の窒素発生量を表4-5に示します。

表4-2 家畜排せつ物窒素の原単位

畜種		区分	窒素量 (g/頭/日)		
			ふん	尿	合計
乳用牛	搾乳牛	初産	163.6	101.0	264.6
		2産	185.5	104.5	290.0
		3産以上	194.7	96.4	291.1
	乾乳牛		85.2	101.4	186.6
	育成牛	2歳未満、7ヶ月以上	58.5	71.1	129.6
		月齢3～6ヶ月	24.9	44.2	69.1
肉用牛	肥育牛雄	1歳以上	59.1	71.9	131.0
		月齢7～12ヶ月	51.3	71.6	122.9
		月齢3～6ヶ月	20.7	48.2	68.9
	肥育牛雌	1歳以上	46.4	57.2	103.6
		月齢7～12ヶ月	42.7	60.4	103.1
		月齢3～6ヶ月	22.0	51.6	73.6
	繁殖雌牛	2歳以上	61.8	74.9	136.7
		月齢7～24ヶ月	56.2	70.6	126.8
		月齢3～6ヶ月	24.3	54.3	78.6
	乳用種	月齢7ヶ月以上	61.3	85.5	146.8
		月齢3～6ヶ月	31.8	61.8	93.6
	交雑種	月齢7ヶ月以上	60.2	83.0	143.2
		月齢3～6ヶ月	33.2	65.8	99.0
	豚	肥育豚		14.2	25.0
繁殖豚		19.8	30.7	50.5	
採卵鶏	雛		0.99	—	0.99
	成鶏		1.73	—	1.73
ブロイラー			1.45	—	1.45

(一財) 畜産環境整備機構 「堆肥化施設設計マニュアル」

表4-3 家畜排せつ物による窒素発生量（島原半島全体）

市名	家畜飼養頭羽数（頭、羽）					家畜から発生する窒素発生量（kg/日）
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	
島原市	831	4,306	36,001	1,164,185	112,533	4,223
雲仙市	1,214	16,750	35,221	71,922	231,915	4,485
南島原市	2,052	14,168	13,751	38,000	1,362,000	4,330
計	4,097	35,224	84,973	1,274,107	1,706,448	13,038

令和6年4月1日 県畜産課調べ

表4-4 家畜排せつ物による窒素発生量（島原半島法対象農家）

市名	家畜飼養頭羽数（頭、羽）					家畜から発生する窒素発生量（kg/日）
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	
島原市	831	4,251	36,001	1,162,182	112,500	4,213
雲仙市	1,192	16,527	35,221	71,922	231,915	4,453
南島原市	2,045	14,015	13,751	38,000	1,362,000	4,309
計	4,068	34,793	84,973	1,272,104	1,706,415	12,976

令和6年4月1日 県畜産課調べ

表4-5 畜種別の家畜排せつ物による窒素発生量

畜種	半島全体の窒素発生量（kg/日）	法対象農家の窒素発生量（kg/日）
乳用牛	1,036 (1,359)	1,029 (1,353)
肉用牛	4,326 (3,752)	4,274 (3,662)
豚	3,156 (2,611)	3,156 (2,604)
採卵鶏	2,045 (2,156)	2,042 (2,152)
肉用鶏	2,474 (2,295)	2,474 (2,292)
計	13,038 (12,174)	12,976 (12,064)

※（ ）内は現在の原単位を用いて令和元年度の窒素発生量を算出したもの

### (3) 生活排水等による窒素供給量の推定

「令和6年度水質総量削減に係る発生負荷量等算定調査業務報告書～発生負荷量等算定調査（有明海及び八代海等）～」(令和7年3月環境省水・大気環境局) (※対象年度は令和5年度) において、有明海及び橘湾流域の発生負荷量が算定されています。そのデータから島原市、雲仙市及び南島原市における窒素供給量を推定しました。

※個別排出源の数値と合計値は、端数処理により一致しない場合がある

#### 【有明海流域の発生負荷量】

##### ○神代川流域

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1 下水処理場利用			0	
2 し尿処理場利用	1.5	555	1,073	1
3 501人以上合併浄化槽利用(住宅系)			0	
4 501人以上合併浄化槽利用(事務所系)				
5 農業(漁業)集落排水施設利用			0	
6 コミュニティ・プラント利用			0	
7 (3+5+6の小計)	0.0	0	0	0
8 501人以上単独浄化槽利用(住宅系)			0	
9 501人以上単独浄化槽利用(事務所系)				
10 500人以下合併浄化槽利用	10.8		1,666	
11 500人以下単独浄化槽利用	0.3		60	
12 農地還元	0.0		0	
13 生活雑排水	3.4		1,133	
《生活系合計》	16.1			
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日以上)	2.0	98		1
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日未満)	0.6	50		14
未規制事業場	4.3	73		
《産業系合計》	7.0			
山林	9.2		486	
市街地等	7.1		375	
《土地系合計》	16.3		1,380	
《総計》	39.4			

○土黒川流域

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1			0	
2			729	
3			0	
4				
5			0	
6			0	
7	0.0	0	0	0
8			0	
9				
10	8.7		1,333	
11	0.6		103	
12	0.0		0	
13	2.5		832	
《生活系合計》				
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日以上)				
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日未満)				
未規制事業場				
《産業系合計》				
山林				
市街地等				
《土地系合計》				
《総計》				

○有家川流域

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1			0	
2			878	
3			0	
4				
5	0.4	103	410	1
6			0	
7	0.4	103	410	1
8			0	
9				
10	2.6		397	
11	0.2		31	
12	0.0		0	
13	2.7		909	
《生活系合計》				
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日以上)				
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日未満)				
未規制事業場				
《産業系合計》				
山林				
市街地等				
《土地系合計》				
《総計》				

○有馬川流域

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1 下水処理場利用			0	
2 し尿処理場利用	0.7	136	1,895	1
3 501人以上合併浄化槽利用(住宅系)			0	
4 501人以上合併浄化槽利用(事務所系)				
5 農業(漁業)集落排水施設利用			0	
6 コミュニティ・プラント利用			0	
7 (3+5+6の小計)	0.0	0	0	0
8 501人以上単独浄化槽利用(住宅系)			0	
9 501人以上単独浄化槽利用(事務所系)				
10 500人以下合併浄化槽利用	7.3		1,119	
11 500人以下単独浄化槽利用	0.7		119	
12 農地還元	0.0		0	
13 生活雑排水	6.0		2,014	
《生活系合計》	14.7			
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日以上)				
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日未満)	0.6	41		26
未規制事業場	4.8	82		
《産業系合計》	5.4			
山林	27.4		1,441	
市街地等	12.5		659	
《土地系合計》	39.9			
《総計》	60.0			

○上記以外の流域(長崎県雲仙市~南島原市周辺)

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1 下水処理場利用	36.9	1,353	6,000	2
2 し尿処理場利用	0.6	129	31,092	1
3 501人以上合併浄化槽利用(住宅系)			0	
4 501人以上合併浄化槽利用(事務所系)	25.8	1,724		16
5 農業(漁業)集落排水施設利用			167	
6 コミュニティ・プラント利用	6.7	265	1,004	2
7 (3+5+6の小計)	6.7	265	1,171	2
8 501人以上単独浄化槽利用(住宅系)			0	
9 501人以上単独浄化槽利用(事務所系)				
10 500人以下合併浄化槽利用	252.7		38,848	
11 500人以下単独浄化槽利用	30.5		5,162	
12 農地還元	0.0		0	
13 生活雑排水	108.8		36,254	
《生活系合計》	461.7			
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日以上)	47.1	7,552		20
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日未満)	25.1	1,641		379
未規制事業場	127.1	2,144		
《産業系合計》	199.3			
山林	156.4		8,231	
市街地等	136.2		7,171	
《土地系合計》	292.6			
《総計》	953.6			

【橘湾流域の発生負荷量】

○千々石川流域

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1			2,508	
2			1,150	
3			0	
4				
5			0	
6			0	
7	0.0	0	0	0
8			0	
9				
10	0.8		120	
11	0.2		35	
12	0.0		0	
13	3.6		1,185	
14	4.5			
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日以上)				
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日未満)	0.1	7		4
未規制事業場	5.9	99		
《 産業系合計 》	6.0			
山林	56.7		2,985	
市街地等	6.5		343	
《 土地系合計 》	63.2			
《 総計 》	73.7			

○南島原市・雲仙市周辺

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1			0	
2			4,357	
3			0	
4				
5			0	
6			0	
7	0.0	0	0	0
8			0	
9				
10	14.2		2,185	
11	1.4		234	
12	0.0		0	
13	13.8		4,591	
14	29.4			
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日以上)				
産業系特定事業場 (50m <sup>3</sup> /日未満)	0.0	6		5
未規制事業場	10.5	177		
《 産業系合計 》	10.5			
山林	14.4		761	
市街地等	6.2		328	
《 土地系合計 》	20.6			
《 総計 》	60.5			

○橘湾東部

	T-N (kg/日)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	フレーム	事業場数
1 下水処理場利用			406	
2 し尿処理場利用			6,171	
3 501人以上合併浄化槽利用(住宅系)			0	
4 501人以上合併浄化槽利用(事務所系)	1.1	232		1
5 農業(漁業)集落排水施設利用			0	
6 コミュニティ・プラント利用			0	
7 (3+5+6の小計)	0.0	0	0	0
8 501人以上単独浄化槽利用(住宅系)			0	
9 501人以上単独浄化槽利用(事務所系)				
10 500人以下合併浄化槽利用	18.1		2,785	
11 500人以下単独浄化槽利用	1.7		293	
12 農地還元	0.0		0	
13 生活雑排水	19.4		6,464	
14 《生活系合計》	40.3			
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日以上)	4.3	590		3
産業系特定事業場(50m <sup>3</sup> /日未満)	4.0	240		35
未規制事業場	14.9	252		
《産業系合計》	23.3			
山林	60.7		3,196	
市街地等	10.4		547	
《土地系合計》	71.1			
《総計》	134.7			

【降雨による窒素負荷量】

島原半島での年間降水量：2,072mm (R5.4～R6.3) (気象庁)

降雨中の窒素濃度：0.2mg/L (都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画における数値)

耕地面積：11,230ha (R5) (2024年度島原半島要覧)

算出式：T-N = 2.072m × 土地面積 m<sup>2</sup> × 0.2 × 10<sup>-3</sup>kg/m<sup>3</sup> ÷ 365日 = 127.4kg/日

島原市、雲仙市、南島原市における発生負荷量

生活系合計：584.4kg/日

産業系合計：272.1kg/日

土地系合計：681.0kg/日 (降雨による窒素負荷量含む)

## 5 関係法令等の概要

### (1) 環境関係

#### ①環境基本法

平成11年 地下水環境基準に「硝酸性窒素および亜硝酸性窒素」を追加設定  
→基準値：10mg/L以下

※環境基準とは、②の排水基準とは異なり、維持されることが望ましい水準（目標）の事です。

#### ②水質汚濁防止法

平成5年 全窒素の排水規制 基準値120mg/L（日間平均60mg/L）

平成13年 アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の排水規制  
基準値 100mg/L

（注）畜産農業については暫定排水基準を適用

H13.7.1～H16.6.30 1,500mg/L

H16.7.1～H19.6.30 900mg/L

H25.7.1～H28.6.30 700mg/L

H28.7.1～R1.6.30 600mg/L

R1.7.1～R4.6.30 500mg/L

R4.7.1～R7.6.30 牛房施設 300mg/L、豚房施設400mg/L

R7.7.1～R10.9.30 豚房施設 400mg/L

※農地への施肥及び家庭等からの生活排水については、法的規制はない。

#### ③水道法

昭和33年

(1) アンモニア性窒素及び亜硝酸性窒素は、同時に検出してはならない

(2) 硝酸性窒素は、10ppmをこえてはならない

昭和53年 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計10mg/L以下であること

平成26年 亜硝酸態窒素 0.04mg/L以下であること

※上記基準は浄水についての規定であり、原水の基準はない。

#### ○基準値設定の根拠

##### 【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

メトヘモグロビン血症に最も敏感な体重4kg乳児での発症がない濃度

（出典：「水道水質基準ガイドブック」改訂4版 2009年5月発行丸善(株)出版）

##### 【亜硝酸性（態）窒素】

耐容一日摂取量15μg/kg体重/日をもとに、1日2L摂取、体重50kg、

寄与率10%を用いることにより導出された評価値

（出典：平成24年10月29日内閣府食品安全委員会の評価内容）

## (2) 農畜産業関係

### ① 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成11年7月28日法律第112号) (家畜排せつ物法)

(平成16年11月1日 全面施行)

※法律の概要は、以下の URL を参照 (施行令、規則含む)

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t\\_mondai/03\\_about/index.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_mondai/03_about/index.html)

(家畜排せつ物法の仕組み)

- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資すること」を目的として、平成11年に成立、平成16年から本格施行。
- ・家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）は、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
- ・利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定するとともに、畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。

(家畜排せつ物法の管理基準)

- ・家畜排せつ物法施行規則において、畜産業を営む者（小規模農家を除く）が家畜排せつ物の処理等に当たり遵守すべき基準（管理基準）を明示。なお、対象家畜は、牛、豚、鶏及び馬。
- ・家畜排せつ物の不適切な管理（野積み・素掘り）を禁止し、管理施設は雨による流出や地下浸透が起こらない構造とすることのほか、施設の定期的な点検や修繕等を義務付け。

### ② 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（概要）

平成26年6月農林水産省

#### 1 趣旨

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払（多面的機能支払等）の取組を法律に位置付ける。

#### 2 法案の概要

##### (1) 基本理念

- ① 農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料の供給の機能と一体として生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、将来にわたって国民がその恵沢を享受できるよう、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、地域住民による共同活動により営ま

れ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこと。（第2条）

(2) 基本指針の策定等

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県知事による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成。（第4条、第5条、第6条）

(3) 農業者団体等による取組等

農業者の組織する団体等は、日本型直接支払の対象となる次の取組に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。（第3条、第7条）

① 農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる次の取組  
【多面的機能支払に相当】

イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組[農地維持支払に相当]

ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組[資源向上支払に相当]

② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組

【中山間地域等直接支払に相当】

③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

【環境保全型農業直接支援に相当】

(4) 取組に対する支援措置

市町村の認定を受けた計画に基づく取組に対し、次の措置を講じる。

① 国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

② 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）

(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)

③ 土地改良法の特例（第12条）

(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

3 施行期日

平成27年4月1日

(3) バイオマス関係

(全般) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度関係

①再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

(平成23年法律第108号)

(旧法律名：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)

・「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかの再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束し、電力会社が買い取る費用を、電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、再生可能エネルギーの導入を支えていくものです。

※法律の概要は、以下のURLを参照

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_legal.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html)

②農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律  
(平成25年法律第81号) (農山漁村再生可能エネルギー法)

※法律の概要は、以下のURLを参照

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>

- ・農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図るものです。
- ・この法律では、市町村が基本計画を策定するに当たり、原則として発電設備の整備を希望する発電事業者や地域の農林漁業者・住民などによって構成される協議会を設置し、これを通じて再生可能エネルギー発電設備の誘致に伴う地域内での合意形成を図ります。
- ・次に、市町村は、農林漁業と再生可能エネルギー発電事業の調和に関する政府の基本方針と協議会の結論を踏まえたうえで、発電設備の整備に関する基本計画を策定します。
- ・市町村から設備整備計画の認定を受けた発電事業者に対して、土地の権利移転の一括処理や、許可・届出手続きのワンストップ化といった特例措置を講じることで、再生可能エネルギーの普及を後押しします。

## 6 用語集（50音順）

### アンモニア性窒素（ $\text{NH}_4\text{-N}$ と表記）

アンモニウムイオン（ $\text{NH}_4^+$ ）濃度は化合物全体の濃度（イオン濃度）を表すのに対して、アンモニア性窒素濃度は、アンモニウムイオン中の窒素の濃度を表す。

アンモニア性窒素（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）濃度 = アンモニウムイオン（ $\text{NH}_4^+$ ）濃度  $\times$  14/18  
アンモニア性窒素が多すぎると、稲の生育障害をきたし、また、浄水処理においては塩素滅菌の効果が低下する等の問題が生じる。

### 汚水処理人口普及率

地域の全人口に対して、下水道、農業集落排水、浄化槽等の汚水処理施設が利用できる人口の割合をいう。

### 化学肥料（化成肥料）

肥料又は肥料原料に化学的操作を加えて製造されるもの。また、この化成肥料を配合し造粒又は成形したものをいう。化成肥料は大別すると次のとおり分類される。

#### （1）高度化成肥料

通常、窒素＋りん酸＋加里の成分量が30%以上の化成肥料をいう。りん安系、塩安系、りん硝安系、重焼りん系などがあり、高成分である。普通化成に比べて副成分が少ない。

#### （2）普通化成肥料（低度化成肥料）

窒素＋りん酸＋加里の成分量が30%未満の化成肥料をいう。硫安系、塩安系、過石系などがあり、低成分である。

### カバークロープ（緑肥）

土壌侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間、休耕地、畦畔などに栽培されるイネ科やマメ科などの植物。一般的に土壌表面の被覆力が高く、管理が容易であることが特徴。

### 環境基準

環境基本法第16条において、環境基準とは「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### 環境基本法

平成5年に制定、施行された、環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律。環境の保全について、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

## 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）

## 環境負荷

人が環境に与える負担。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

## 規制基準

工場等から排出される物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められており、具体的数値は各法令に規定されている。

## グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。ヨーロッパ諸国では、すでに国民の間にグリーン・ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育ててきた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農産漁村での余暇活動を楽しんでいる。

## 耕種農家

農作物を栽培している農家

## 高窒素堆肥

堆肥化中におきる窒素の揮散を抑えることで、従来の堆肥より作物に有効な窒素成分を多く保持し窒素の肥効率が高い堆肥

## 耕地率

総土地面積に対する耕地面積の割合

$$\text{耕地率（％）} = \text{耕地面積} / \text{総土地面積} \times 100$$

## 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など自然環境などから取り出すことのできる、永続利用が可能なエネルギーの総称。

## 飼料作物

牛、馬、めん羊、山羊といった草食性家畜に餌として与えるために栽培される作物のことを飼料作物といい、イタリアンライグラス、オーチャードグラス、チモシー、アルファルファ等の牧草類やトウモロコシ、ソルガム、エンバクなどが含まれる。

## 資源循環型畜産

家畜排せつ物由来の堆肥による農地の地力の維持増進や耕種農家から発生するイナワラ、モミガラ等の畜産農家での利用などにより資源の循環利用が図られ、地域社会と調和した畜産のこと

## 浄水

浄水場で浄水処理（滅菌処理）を行った後の水。各家庭に配水される時点での水のことを指す。

## 浄水場

水道原水を浄水処理して各家庭に配水する設備がある施設で、原水水質により浄水方法は異なるが、一般には凝集池、沈殿池、濾過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池等がある。

## 浄化槽

し尿や生活雑排水（各家庭から排出される台所、洗濯、風呂などの排水）を微生物の働きによる腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域に放流するための設備又は施設をいう。

## 硝酸性窒素（ $\text{NO}_3\text{-N}$ と表す）

硝酸イオン（ $\text{NO}_3^-$ ）濃度は、化合物全体の濃度（イオン濃度）を表すのに対して、硝酸性窒素濃度は、硝酸イオン中の窒素の濃度を表す。

$$\text{硝酸性窒素（NO}_3\text{-N）濃度} = \text{硝酸イオン（NO}_3^- \text{）濃度} \times 14/62$$

硝酸性窒素は、あらゆる場所の土壌、水、野菜を含む植物中に広く存在する。主要な肥料成分である窒素の存在形態のひとつで、硝酸イオン（ $\text{NO}_3^-$ ）の形で存在している。土壌中では、アンモニア性窒素は土壌粒子に吸着されるため移動しにくいですが、硝酸性窒素は移動性が大きく土壌中を下降する水によって溶脱されやすい。化学肥料や家畜ふん尿等を多量に施用した場合、土壌中で多量の硝酸が生成し、溶脱して地下水汚染の原因となる。硝酸性窒素を多量に含む水を摂取すると、体内で亜硝酸性窒素に変化し、血液の酸素運搬能力が低下するメトヘモグロビン血症を引き起こす場合がある。そのため地下水の環境基準では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度は10mg/L以下と定められており、水道水質基準（水道法）でも、同様の基準が定められている。

## 生活環境項目

水質汚濁防止法の排水基準のうち、生活環境項目は次の15項目  
pH、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質（鉱油類、動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、大腸菌群数、窒素、燐  
1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場に適用される。また、窒素、燐については、指定された海域に流入する排水にのみ適用される。

## 施肥基準

都道府県が作物の種類、土壌、作型の別に標準的な施肥量等の指導上の基準を示したものの。栽培指針等の名で作成されているものもある。

## 堆肥

様々な有機物質を原料とし、好氣的発酵によって腐熟させ、成分的に安定化し施用に適する性状にしたものをいう。家畜堆肥は、家畜ふんだけを原料とする場合もあるが、イナワラ、モミガラ、おが屑等の副資材（家畜排せつ物や汚水処理の汚泥等、水分率が高く通気性の悪い原材料を堆肥化する場合、水分調整、通気性改善の目的で添加する資材で、水分調整材ともいう。堆肥化材料の空隙率を増加させて好気性発酵を促進し、あわせて成分組成を調整する効果もある。おが屑、モミガラ、イナワラ等の有機質副資材が広く用いられている。）を混合し、通気性を改善してから堆肥化するのが一般的である。

## 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物

## 排水基準

汚水などを排出する工場・事業場が守らなければならない汚染物質排出の許容値で、水質汚濁防止法では排水基準という。これらの基準を超えた場合は、処罰の対象となるほか、改善のための措置がとられる。

排水基準が定められている項目には、有害物質と生活環境項目とがある。

## バイオマス

「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。」バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

## 肥培管理

作物を栽培するとき、施肥・かん水・中耕・土寄せ・病虫害の駆除などを総合的に管理すること

## mg/L（ミリグラム パー リットル）

水1リットルの中に、その物質が1mg含まれることで、1ppmとほぼ同じ値を示す。

## 有害物質

水質汚濁防止法において排水基準が定められている有害物質は次の28項目  
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、

1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサン

### **有機農業**

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

### **溶脱**

降雨量が蒸発量を超えると、土壌中の溶解性物質が水の流れによって流送される過程をいう。

## 7 実施目標・達成目標一覧

### 第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版）【実施目標】

○実施年度

項 目	具体的な取り組み	期 間				
		R8	R9	R10	R11	R12
<b>1 水道水の安全確保</b>						
(1) 安全な水質の確保	水質検査の完全実施（100%）	○	○	○	○	○
<b>2 飲用井戸水の安全確保</b>						
(1) 飲用井戸利用者への啓発	①飲用井戸衛生対策連絡会議の開催（1回）	○	○	○	○	○
	②広報紙等による啓発（2回）	○	○	○	○	○
	③各市で把握している飲用井戸所有者への啓発（1回）	○	○	○	○	○
	④HP、チラシ等での啓発（随時）	○	○	○	○	○
(2) 安全な水質の確保	簡易水質検査の実施					
	ア 新規発見井戸（発見の都度）	○	○	○	○	○
	イ 要経過観察井戸（2～3年ごと）	○	○	○	○	○
(3) 安全な飲用水の確保	①広報紙等による水道への切替え啓発（2回）	○	○	○	○	○
	②基準超過飲用井戸所有者等に対する指導(100%)	○	○	○	○	○
<b>3 施肥対策</b>						
(1) 適正な肥培管理の推進	環境保全型農業の推進及び県施肥基準に基づく肥培管理の徹底					
	ア 環境保全型農業推進協議会の開催（年1回）	○	○	○	○	○
	イ 島原半島施肥改善推進協議会の開催（年1回）	○	○	○	○	○
	ウ 適正施肥に関する研修会の開催（年5回）	○	○	○	○	○
	エ 窒素負荷低減啓発パンフレットの配布(16,000枚)	○	○	○	○	○
	オ 肥培管理実態調査（10作物）				○	
(2) 窒素負荷低減に係る施肥技術の確立	窒素負荷低減技術の確立の実証（1課題）	○	○	○	○	○
<b>4 畜産対策</b>						
(1) 家畜排せつ物の適正管理の推進	現地調査及び指導（年間延べ100戸）	○	○	○	○	○
(2) 良質堆肥の生産と広域流通の推進	①資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催（年1回）	○	○	○	○	○
	②耕畜連携のための啓発研修会の開催（年2回）	○	○	○	○	○
	③堆肥流通実態調査（年1回）	○	○	○	○	○
	④広域流通組織等増加数（5組織 ※毎年1組織増）	○	○	○	○	○
<b>5 生活排水・事業場等排水対策</b>						
(1) 汚水処理の促進	事業場等の立入検査実施率（100%）	○	○	○	○	○
(2) 住民参加の推進	①生活排水対策に関する情報提供（県HP等）	○	○	○	○	○
	②生活排水対策に係る啓発	○	○	○	○	○

第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版） [達成目標]

◎目標年度

項 目	具体的な取り組み	期 間				
		R8	R9	R10	R11	R12
<b>1 水道水の安全確保</b>						
(1) 安全な水質の確保	浄水の水質基準達成（100%）	◎	◎	◎	◎	◎
<b>2 飲用井戸水の安全確保</b>						
(1) 飲用井戸利用者への啓発	飲用井戸の個別台帳の更新（100%）	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 安全な水質の確保	基準超過飲用井戸の飲用中止指導（100%）	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 安全な飲用水の確保	水道普及率の向上（99.6%）					◎
<b>3 施肥対策</b>						
(1) 適正な肥培管理の推進	環境保全型農業の推進及び県施肥基準に基づく肥培管理の徹底					
	ア 施肥基準超過作物数（1作物）					◎
	イ カバークロップ（緑肥）植栽面積（572ha）					◎
(2) 窒素負荷低減に係る施肥技術の確立	窒素負荷低減技術の栽培層への採用（2技術）					◎
<b>4 畜産対策</b>						
(1) 家畜排せつ物の適正管理の推進	不適切な管理農家戸数（0戸）*法対象農家	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 良質堆肥の生産と広域流通の推進	①堆肥供給システム参加農家割合（50%）					◎
	②島原半島外への堆肥搬出量 （R8（16,100t）、R9（16,800t）、R10（17,500t）、 R11（18,200t）、R12（18,900t））	◎	◎	◎	◎	◎
<b>5 生活排水・事業場等排水対策</b>						
(1) 汚水処理の促進	①汚水処理人口普及率（73.3%）					◎
	②事業場等の排水基準適合率（100%）	◎	◎	◎	◎	◎

## 8 島原半島窒素負荷低減対策会議設置要綱

### 島原半島窒素負荷低減対策会議設置要綱

#### (名称)

第1条 本会議は、島原半島窒素負荷低減対策会議（以下「会議」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 会議は、島原半島地域における窒素負荷低減対策等について協議を行い、総合的な対策を講じることを目的とする。

#### (組織)

第3条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、長崎県副知事をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 議長は、委員以外の者を会議に参加させることができる。

5 会議での協議事項を詳細に調査検討するため、幹事会を設置する。

#### (議長等の職務)

第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

#### (幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、長崎県県民生活環境部地域環境課長をもって充てる。

3 幹事は、別表2に掲げる所属の長または所属長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は、必要に応じてその他の者を会議に参加させることができる。

5 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

6 幹事長は、幹事会での協議事項に応じて、必要な幹事を招集することができる。

7 幹事長に事故あるときは、幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。

#### (協議事項)

第6条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

一 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）に関する調査の実施に関すること。

二 窒素負荷低減計画の策定に関すること。

三 窒素負荷低減計画の実践及び進行管理に関すること。

四 その他硝酸性窒素等の問題に関すること。

#### (事務局)

第7条 会議に関する事務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、長崎県県民生活環境部地域環境課に置く。

#### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 附 則  
この要綱は、平成17年10月28日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成28年1月18日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

島原半島窒素負荷低減対策会議構成員

(別表1)

委員

		部 署	職	
県	本庁	県民生活環境部	部長	
		農林部	部長	
	地方 機関	島原振興局	局長	
		県南保健所	所長	
		島原振興局 農林水産部	部長	
		県南家畜保健衛生所	所長	
	試験 研究 機関	環境保健研究センター	所長	
		農林技術開発センター	所長	
		農林技術開発センター 畜産研究部門	部門長	
地元自治体		島原市	市長	
		雲仙市	市長	
		南島原市	市長	
事業者団体		長崎県農業協同組合中央会	専務理事	
		全国農業協同組合連合会長崎県本部	本部長	
		島原雲仙農業協同組合	組合長	
		一般社団法人長崎県畜産協会	会長	
		開拓ながさき農業協同組合	組合長	
		長崎県酪農業協同組合連合会	会長	
		長崎県養豚協会	会長	
		長崎県養鶏協会	会長	
学識経験者		長崎大学総合生産科学域 (環境科学系)	教授	中川 啓
		長崎大学総合生産科学域 (環境科学系)	教授	西山 雅也

島原半島窒素負荷低減対策会議 幹事会構成

(別表2)

		所 属	
県	本庁	県民生活環境部	地域環境課
		//	水環境対策課
		//	資源循環推進課
		産業労働部	新エネルギー推進室
		農林部	農業イノベーション推進室
		//	畜産課
	地方機関	島原振興局管理部	
		// 農林水産部	農業企画課
		// 農林水産部	島原地域普及課
		県南保健所	
		県南家畜保健衛生所	
	試験研究 機関	環境保健研究センター	企画環境研究部
		農林技術開発センター	環境研究部門
		農林技術開発センター	畜産研究部門
	地元自治体		島原市
雲仙市			
南島原市			
事業者団体		長崎県農業協同組合中央会 営農担い手サポートセンター	
		全国農業協同組合連合会長崎県本部 園芸部	
		//	肥料農薬部
		//	畜産部
		島原雲仙農業協同組合	
		一般社団法人長崎県畜産協会	
		開拓ながさき農業協同組合	
		長崎県酪農業協同組合連合会	
		長崎県養豚協会	
		長崎県養鶏協会	

## 9 第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版）策定の経過

令和7年1月10～23日 令和6年度第1回対策会議（書面）  
・第2期低減計画に係る見直し方針・手順の決定

令和7年6月4日 令和7年度第1回幹事会  
・第2期低減計画の取組状況及び評価並びに見直し作業

令和7年6月～12月  
・第2期低減計画の見直しに係る協議・調整

令和7年12月12～26日 令和7年度第2回幹事会（書面）  
・第2期低減計画（令和7年度改訂版）（素案）の作成

令和8年2月6～20日 令和7年度第1回対策会議（書面）  
・第2期低減計画（令和7年度改訂版）（案）の承認

令和8年3月27日  
・第2期低減計画（令和7年度改訂版）の策定及び公表

**第2期島原半島窒素負荷低減計画  
(令和7年度改訂版)**

**発行：島原半島窒素負荷低減対策会議  
事務局：長崎県県民生活環境部地域環境課  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
電話 095-895-2355**